附　則

1　この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に定める日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

2　改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第七十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条及び第二百二十五条第一項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十九条第十項の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十二日

財務大臣　安住　淳

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項第一号中「利子所得に」を「利子所得等に」に改める。

第八十三条第二項第五号中「租税特別措置法」の下に「第八条第一項若しくは第二項（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）」を加える。

別表第三㈡の表の備考1中「第9条の6第7項第1号」に「外国特定投資信託の収益の分配」を「同項第2号に規定する外国特定投資信託の収益の分配」に改める。

別表第四㈠の表の備考3㈧を同表の備考3㈨とし、同表の備考3㈦を同表の備考3㈧とし、同表の備考3㈥の次に次のように加える。

㈦　租税特別措置法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

別表第五㈠の表の備考2㈩を同表の備考2⑿とし、同表の備考2㈨から㈦までを同表の備考2㈩から⑾までとし、同表の備考2㈥の次に次のように加える。

㈦　租税特別措置法第5条の3第1項の規定により非課税とされるもの又は同条第3項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

㈧　租税特別措置法第5条の3第4項第1号に規定する特定振替社債等のうち租税特別措置法施行令第3条の2第8項第5号に掲げるものの法第24条第1項に規定する剰余金の配当につき租税特別措置法第5条の3第1項に規定する特定振替機関等又は同条第5項において準用する同法第5条の2第21項に規定する適格口座管理機関がこの支払調書を作成する場合には、当該剰余金の配当の支払者及び当該特定振替機関等又は適格口座管理機関の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に定める日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（書式に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）別表第四㈠及び別表第五㈢に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十四条第二項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）及び第二百二十五条第一項（支払調書）の規定により提出するこれらの規定に規定する告知書及び調書について適用し、同日前に提出した当該告知書及び調書については、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める告知書又は調書に、新規則別表第四㈡及び別表第五㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○財務省令第七十七号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五条の三第一項第一号及び第二号並びに第六項、第八条第四項から第六項まで、第六十八条の三の二第一項第一号ロ⑵並びに第八十三条の三並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条の二第十一項、同条第十五項において準用する同令第三条第五十一項、同令第三条の二第十六項及び第十七項、第三条の三第二項及び第九項並びに第三十九条の三十二の二第二項第一号、同令第三十九条の三十三の二第四項において準用する同令第二十六条の三十一第五項並びに同令第三十九条の三十五の二第六項、第八項第一号及び第十五項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十二日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の十九の見出し中「利子」を「利子等」に改め、同条第二項第二号中「利子」の下に「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を加え、同項第七号中「利子」を「利子等」に改め、同条第三項第三号中「利子」を「利子等」に改め、「第百二十条」の下に「、第百二十四条」を加え、同項第四号及び第五号中「利子」を「利子等」に改め、同条第四項及び第五項中「第三条の二第十一項」を「第三条の二第十二項」に改め、同項第六項中「第三条の二第十四項」を「第三条の二第十五項」に改め、同項の表前条第五十一項の項中「利子」を「利子等」に改め、同条第七項中「第三条の二第十五項に規定する書類」を「第三条の二第十六項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十六項」に、「発行をする者」を「法第五条の三第二項に規定する発行者（次号及び次項において「発行者」という。）」に改め、「所在地」の下に「（当該特定振替社債等が施行令第三条の二第八項第五号に掲げるものである場合には、当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を含む。次項第一号において同じ。）」を加え、同項第三号中「発行をする者」を「発行者」に改め、同条第八項中「第三条の二第十六項」を「第三条の二第十七項」に改め、同項第一号中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十六項」に「発行をする者」を「発行者」に改め、同項第二号中「発行をする者」を「発行者」に改め、同条第九項中「第三条の二第十六項」を「第三条の二第十七項」に改め、同条第十項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　当該書類（特定振替社債等のうち施行令第三条の二第八項各号（第五号を除く。）に掲げるものに係るものに限る。）を提出する者　当該書類を提出する者の名称及び同条第十八項に規定する納税地（当該納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び当該納税地並びに本店又は主たる事務所の所在地。ロにおいて同じ。）

ロ　当該書類（特定振替社債等のうち施行令第三条の二第八項第五号に掲げるものに係るものに限る。）を提出する者　当該書類を提出する者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び納税地

第三条の十九第十項第三号中「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

第四条の見出しを「（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用のための手続等）」に改め、同条第三項中「を利子又は収益の分配」を「を同項に規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当」に、「又は収益の分配に」を「、収益の分配又は剰余金の配当に」に、「又は収益の分配の全部」を「、収益の分配又は剰余金の配当の全部」に改め、同条第四項中「同項に規定する利子」の下に「又は剰余金の配当」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、前項中「法第八条第四項に規定する金融機関は、同項」とあるのは「法第八条第五項に規定する金融商品取引業者等又は内国法人は、同項において準用する同条第四項」と、「を同項」とあるのは「を同条第五項」と、「利子、収益の分配」とあるのは「利子」と、「法第八条第一項」とあるのは「法第八条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。